

Title	美濃部達吉著 日本行政法 第四巻
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.10 (1916. 10) ,p.1477(145)- 1478(146)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19161001-0145

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

によつて、妨害せられたるも亦た、米國の四圍事情の一作用なることを看過すべからず。米國大學卒業者に就き、最大才幹の大部分は、其の四圍事情の促すところ、實際社會生活の興ふる有利なる物質的報酬の爲めに、滔々相率るて實業界に投ずるの傾向顯著なるを以て、學究的生活を選定するものは勢ひ、必ずしも決して國家最優良の部分たらざるの、結果を示めし來られるもの、即ち之なり。事實上、今日の所にては大學又は専門學校の教授する地位は、何等高き尊嚴及び名譽を齎さずして、渠等は動やもすれば實際界の成功者より輕視せらるるの傾向なしとせず。是れ米國學問界の憂ひたらざるを得ざるなり。總がて社會的萬象に時代の彩ざるの添附せられ、人類萬般の行動の價値が貨幣的稱量によりて判定せられ、人類百般の行動が悉く物質的に評價せらるるの、拜金主義緩和せられ、知識界の事業が一層の價値を認めらるるに

至たることは、學問進歩の爲めに、望んで已む能はざる所なりとす。されど、資本家的精神、企業家的精神の最も熾烈に、拜金主義、ビジネス、萬能主義の最も深く浸透せるの米國に於て學問が歐洲大陸殊に獨逸に於て享有しつつある如き取扱ひを受くることは、近き將來に於て望みなきに庶幾し。

大正五年九月東京有斐閣發行
菊版五百十七頁正價金貳圓拾錢

批評と紹介

美濃部達吉著『日本行政法』第四卷

大正五年九月東京有斐閣發行
菊版五百十七頁正價金貳圓拾錢

本書は普通官業又は營造物と稱せらるるものに關する法規に對する著者一流の明快なる解説を載せたり。著者は「營造物」なる法律上の用語が法文に於ても將た又普通の用法に於ても其意義一定せざる事を指摘し、此用語の代りとして公企業なる文字を用ひて關係法規を説述せり。著者の定義に従へば、公企業とは「國家又は公法人カ特定ノ目的ノ爲ニ自ら經營シ、又ハ他ノ者ニ特許セル事業ニシテ權力ノ行使ヲ其ノ本質ト爲ササルモノ」にして、其中國家の經營に係るものは官營企業と謂ひ、公法人の經營に係るものは公營企業と謂ひ、前者の例としては郵便、電信、電氣、鐵道、官立學校等を挙げ、後者の例としては市營の電氣事業、給水事業、下水道居場等を挙げたり。著者は此「公企業」なる概念に對して「公物」なる一新概念を設け、之を定義して「凡テ直接ニ公用ニ供セラルル物」とせり。即ち著者の定義に據れば、公道、官

營郵便、電信、電話等に用ゆる一切の設備、官公立學校の敷地、磁物、備品等は皆是れ公物なりとす。

要するに、美濃部博士の説に従へば、權力の行使を重大要素とせる陸海軍、租税の徴收、司法、警察、戶籍事務、民衆の制裁監督等を除き、總て私人の經營に任じ得る、且つ或る場合には現に任じつゝある事業、例へば交通、通信、運輸、教育、衛生、專賣等を國家若しくは公法人が經營するとせば其の經營の方面より觀察して之を公企業と稱し、各其事業に用ゆる土地、建物、備品等は總て公物と名くものなりとす。公企業と公物との對照をば極端なる一例を以て説明するとせば公道の新設、修築、維持は一公企業にして、道路を構成する土地及其附屬設備は公物なり。

惟ふに、權力の行使を其本質とせざる總ての政府の施設をば經營と設備との兩方面より觀察するは必要なることにして著者が此兩者を二個の異なる概念の下に論駁せらるるは頗る當を得たる處置なりと云ふを妨げざるなり。唯前者を稱して「公企業」となすは聊か經濟學界並に實業界に於ける「企業」なる用語と衝突するの虞れあるを遺憾とせざるを得ず。如何となれば、官公立學校、圖書館の經營、道路の維持等は其目的に於ても結果に於ても一般に企業と稱し得る性質を有せざるを以てなり。

目下問題となりつゝある營造物使用料の法律上の性質に就

きて著者は此種使用料の徴收は私法の適用を受く可きものなりとの説を懐かるゝが如し。著者曰く、「同様ノ性質ヲ有スル法律關係ハ其ノ關係ノ主體カ國家又ハ公法人ナルト私人ナルトヲ問ハス、同様ノ法規ニ依リテ支配セララルコトヲ近代國法上ノ一般ノ原則トナスヲ以テ、營造物ノ利用關係ニ付テモ法律ノ別段ノ規定アル場合ノ外ハ概シテ私人ノ事業ニ關スルト同一ノ規定ニ從フヲ原則トナスモノト認ムベキモノナリ」と。

本書は斯くの如く生きたる問題を取扱へるものにして頗る時宜に適ひたる著述なりと雖も、決して一篇の際物に非ずして著者の専攻に係る行政法に關する一大著述の一部を構成せるものにして、著者積年の蘊蓄を傾倒せる一大雄作なりとすされば吾人は本書が斯學の權威として廣く世に行はるゝに至る可きことを疑はざるものなり。

前號(第九號)目次(大正五年九月號)

論說

歐洲戰爭と英國勞働者の狀態(下)

法學博士 堀江 歸一

露國及極東露領の關稅政策(上)

慶應義塾 大學教授 堀切善兵衛

雜錄

歐洲平和の根本義(下)

慶應義塾 大學教授 占部百太郎

佛國戰時の食料問題(二)

増井 幸雄

國際漁業警察(上)

泉 哲

資金供給論

高城仙次郎

批評と紹介

宇野利右衛門著『職工優遇之根據』

編輯主任

堀江 歸一
高城仙次郎

一冊定價 金二十五錢 郵税金壹錢五厘

一ヶ年前金 金二圓七十錢 郵 稅 共

●編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛

●營業に關する用件は發賣元宛

●原稿締切期日は發行の前月十日限

大正五年九月十日印刷納本 每月一回一日發行

三學會雜誌 禁轉載 第十卷第五號

編輯兼發行者 石田 新太郎
東京市芝區田三丁目三番地慶應義塾内
印刷者 金子 榮太郎
東京市赤坂區新町五丁目四十二番地
印刷所 金子活版印刷所

發賣元 東京市麴町區有樂町一丁目一番地 粂山書店

振替貯金口座東京二四一七番 電話本局二二三二番

尚ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す

發行所 東京芝三田 慶應義塾内 理財學會